

労働者別 基本給 手当
 定期工 一、五〇〇 一〇〇
 準工 一、〇七〇 五五
 本工 一、一〇〇 五五

しかも右の階級制度は男工のみに適用され、女工は何時までも定期
 工で終始しなければならなくなつてゐる。したがつて、この様な女工
 待遇の不合理性の支障も嘆願事項の一つにとりあげられてゐる。
 手当といふのは一日十時間の本勤務のみに支給される言はば勤務手
 當と稱せらるべきものであり、それ故に居残、早出等には支給されず、
 またこの支給條件は嚴格で假令一分間の遅刻でも取得権利が亡くなる
 とのことである。

源を發してゐると見なければならぬ。

それでは同社の賃金制度はどうなつてゐるであらうか。同社の労働
 者は階級を分つて、定期工、準工、本工の三種に區別して居り、定期
 工とは他工場における臨時工に比すべきものである。定期工、準工、
 本工の基本給及手当は次の如くなつてゐる。

労働者別	基本給	手当
定期工	一、五〇〇	一〇〇
準工	一、〇七〇	五五
本工	一、一〇〇	五五